

富津老人憩の家指定管理者公募に係る質問及び回答

No.	質 問 内 容	回 答
1	富津市老人憩の家の指定管理取得後、管理人室及び隣接する8帖間を当センターの事務所としての利用は可能ですか。また、許可していただけるなら、使用料はどの程度ですか。	管理人室及び隣接する8帖間については、行政財産使用許可を受けた上で、老人憩の家の指定管理業務に支障のない範囲での利用が可能です。 また、使用料は年額で約43,000円です。ただし現時点での試算となりますので、あくまで目安としてください。